

はまなか

6
2024/No.706

今月の主な話題

- ▶ 第17回はまなか桜まつり 2 P
- ▶ 個人住民税の定額減税について 3 P
- ▶ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当について 4 P
- ▶ 浜中町創業支援事業補助金制度について 8 P
- ▶ 『町総合文化センター』開館のおしらせ 26 P



個人住民税の定額減税について

経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正で令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要については、以下のとおりとなっています。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

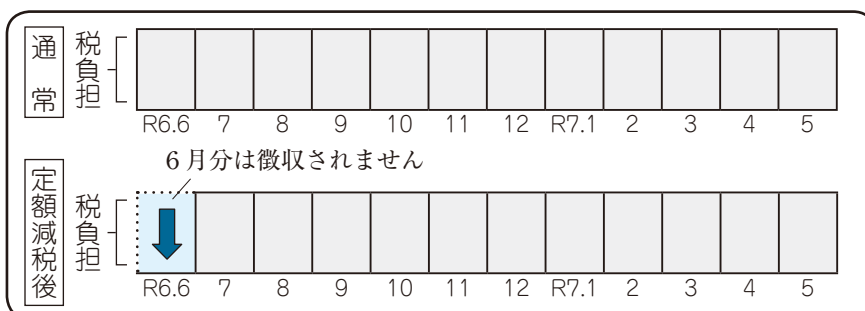
減 税 額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者および扶養親族の判定は原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法(令和6年度分) (定額減税の対象となる方)

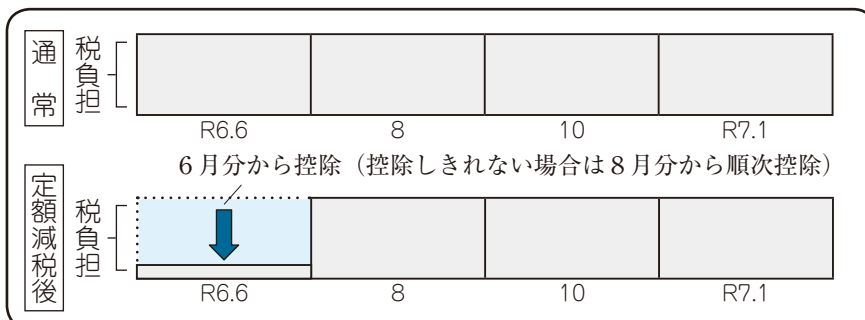
- ① 給与所得に係る特別徴収
(給与所得者の方)

▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



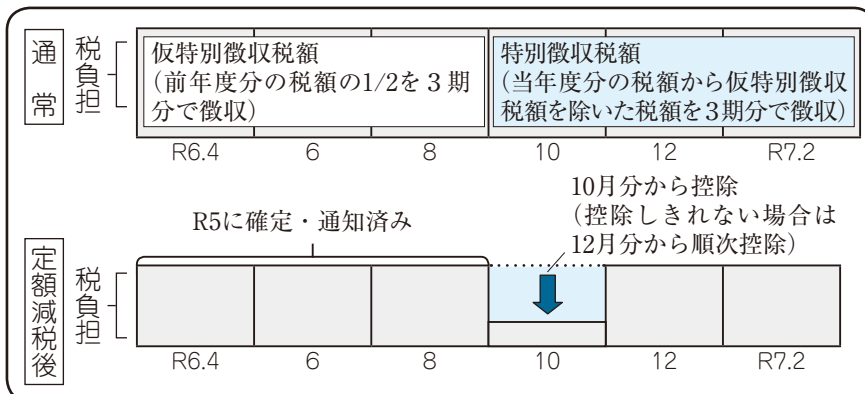
- ② 普通徴収
(事業所得者等の方)

▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



- ③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



そ の 他

- 減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>)

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童手当について

◆児童手当制度とは？

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給する制度です。

◆支給金額は？

- 3歳未満 月額1万5千円
- 3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）
月額1万円
- 3歳以上小学校修了前（第3子以降）
月額1万5千円
- 中学生 月額1万円
- 所得制限額以上である者
月額5千円

◆児童手当を受給できる方

中学生までの児童を養育している方が対象となります。

※児童手当における「児童」とは、15歳になった日以降の最初の3月31日を迎えるまでの子どものことを示します。

◆支給時期

原則として手当の支給月は、6月、10月、2月に、各4か月分が支給されます。

◆所得制限

夫婦と児童2人の場合（扶養が3人）、年収ベースで960万円（所得が736万円）以上の方が所得制限の対象となります。

◆請求の方法

出生、転入等により児童手当の支給を受けようとする場合には、児童手当認定請求書を役場（公務員の場合は勤務先）に提出する必要があります。

なお、児童手当の支給は認定請求の翌月分からとなりますので、早めに請求してください。
※請求書は役場本庁および各支所にありますので、必要事項を記入の上提出してください。

◆認定請求に必要な添付書類

- 年金加入証明書…請求者が国民年金以外の厚生年金等に加入している場合（健康保険

証の写しでも可）

※この他、養育する児童と別居している場合や転入の場合など、必要に応じて提出する書類があります。

◆いろいろな届出

●他の市（区）町村に住所が変わったとき

浜中町に受給事由消滅届を、転入先の市（区）町村に認定請求書を提出してください。

※手続きが遅れないようにしてください

●手当の額が増えるとき

児童手当受給中、出生等により増額になる場合、額改定請求書の提出が必要です。

●その他の届出

町内で住所が変更になった方、受給者や養育している児童の名前が変更になった場合などには、各種届が必要となります。

●現況届の提出が原則不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一など）を満たしているかどうかを確認するものです。

※以下に該当する方は現況届の提出が必要です

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している方
- ・浜中町に住民票がない児童を養育している方
- ・離婚協議中で配偶者および児童と別居している方
- ・未成年後見人、里親等の受給者
- ・その他、浜中町から提出の案内があった方

▶該当する方へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出してください。期日までに提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

●所得上限額が設けられます

所得額が上限額以上の場合、手当が支給されなくなります。

※これまで手当が支給されていなかった方で、令和6年度の所得が②所得上限限度額を下回った方については、手当を受けるために認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

児童扶養手当について

○児童扶養手当制度とは？

児童手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

○支給金額は？

手当の額は、所得制限によって全部支給と一部支給に分かれます。

●手当月額

区分	全部支給	一部支給
児童1人	45,500円	10,740円～45,490円の範囲
児童2人	56,250円	16,120円～56,230円の範囲
児童3人 以上	3人目から児童1人増すごとに全部支給6,450円、一部支給3,230円～6,440円の範囲で加算	

※令和6年度4月から手当額が変更になっています

※所得により手当を受けられない場合があります

●手当の支給

奇数月に年6回、各2か月分が支給されます。

○支給対象者

次のいずれかの条件に該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで。障がいのある場合20歳未満）を養育している父、母または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- 4 父または母の生死が明らかでない児童
- 5 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 8 母の婚姻によらず生まれた児童
- 9 父母とも不明である児童

※この要件に該当する場合でも、遺族年金を受給しているなどの理由により、手当を受けられない場合があります

特別児童扶養手当について

○特別児童扶養手当制度とは？

特別児童扶養手当は、身体や精神に障がいをもつ20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

●手当月額

級	児童一人の月額
特別児童扶養手当1級	55,350円
特別児童扶養手当2級	36,860円

※所得により手当を受けられない場合があります

●手当の支給

4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

○支給対象者

身体や精神に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父、母または父母に代わってその児童を養育している方に支給され、障がいの程度により1級と2級に分かれます。

●特別児童扶養手当1級

- ▽身体障がいの程度が身体障害者手帳で概ね1級または2級程度の方（内科的疾患を含む）
- ▽療育手帳の判定がA程度の障がいの方（重複障がいを含む）または同程度の知的障がいのある方

●特別児童扶養手当2級

- ▽身体障がいの程度が身体障害者手帳で概ね3級程度の方（内科的疾患を含む）
- ▽療育手帳の判定がB程度の障がいの方（重複障がいを含む）または同程度の知的障がいのある方

※上記に該当する場合でも、対象児童が施設に入所されているなどの理由により、手当を受けられない場合があります

町ホームページにも詳細を掲載していますので、そちらもご参考ください。

●問い合わせ先 役場健康福祉課児童福祉係
☎62-2207

「浜中町健康増進計画・浜中町食育推進計画 浜中町自殺対策推進計画 いきいき健康はまなか21（第三次）」を策定しました

令和5年度で「浜中町健康増進計画 いきいき健康はまなか21（第二次）」の計画期間が終了することに伴い、これまでの取り組みの評価を行い、その成果や課題などを踏まえ、健康づくりに関連性の高い「浜中町食育推進計画」および「浜中町自殺対策推進計画」を一体化した「浜中町健康増進計画・浜中町食育推進計画・浜中町自殺対策推進計画 いきいき健康はまなか21（第三次）」（以下、「本計画」という）を策定しました。

基本理念と基本方針

本計画は次の基本理念と基本方針を掲げ、家庭・地域・関係団体・行政がそれぞれの特性を活かしながら互いに連携し、相互に推進していく考えのもと、町民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを支援し、一人ひとりがより活躍できる健康長寿のまちを目指すことを目的としています。

基本理念

こころもからだも健やかに みんなで取り組む健康づくり

基本方針

- 1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- 2 疾病の早期発見と重症化予防の推進
- 3 ライフステージに応じた主体的な健康づくりの推進
- 4 健全な食生活を実践するための食育の推進
- 5 こころの健康づくりの推進



1 親と子どもの健康

《主要課題》

乳幼児健康診査の受診率維持

《みんなの目標》

子どもの月齢や年齢に応じた健康診査を必ず受けよう

《行政・関係機関の取組》

- 乳児健康診査の推進
- 妊婦歯科健康診査の推進
- 産前産後事業の推進
- 妊産婦健康診査の推進

2 生活習慣病・がん

《主要課題》

特定健康診査やがん検診の受診率が低い

《みんなの目標》

特定健康診査やがん検診を定期的に受診しよう

《行政・関係機関の取組》

- 健康相談の推進
- 健康教室の推進
- 浜中町健康・医療相談ダイヤル 24
- 特定健康診査・特定保健指導の推進
- がん検診の推進

1 栄養・食生活・食育

《主要課題》

肥満者の割合が高い

《みんなの目標》

適切な栄養と食生活
～できることから少しずつはじめよう～

《行政・関係機関の取組》

- 健康的な食生活の周知・啓発
- けん診事業・母子保健事業・保育事業との連携
- 学校給食における地産地消の推進など

2 運動・身体活動

《主要課題》

運動習慣のある人の割合が低い

《みんなの目標》

意識して身体を動かそう

《行政・関係機関の取組》

- 運動に関する普及・啓発
- 保育所・学校における健康教育等の推進
- 健康教室や特定健診等での啓発
- 介護予防教室の推進など

3 睡眠・休養

《主要課題》

必要とされている睡眠時間が不足している傾向がある

《みんなの目標》

休養を十分にとれたと感じる睡眠時間を確保しよう

《行政・関係機関の取組》

- 睡眠に関する知識の周知・啓発
- こころの健康づくりの周知・啓発

4 歯と口腔

《主要課題》

生涯における歯と口腔の健康づくり

《みんなの目標》

歯みがきなどのセルフケアを実践し、定期的に歯科健診を受けましょう

《行政・関係機関の取組》

- 歯の健康づくりの周知・啓発
- 甘味食品・飲料の摂取に関する周知・啓発
- 歯科保健事業の推進

5 たばこ

《主要課題》

喫煙率が高い

《みんなの目標》

たばこの健康への害を知ろう

《行政・関係機関の取組》

- 喫煙による健康への影響の普及・啓発
- 妊産婦に対する喫煙の害の周知・啓発
- 学校との連携による禁煙の周知・啓発

6 アルコール

《主要課題》

適切な飲酒の量と頻度の維持

《みんなの目標》

- 飲酒に関する知識を学び、節度をもって飲酒を楽しもう
- 未成年者・妊娠中の飲酒ゼロを維持しよう

《行政・関係機関の取組》

- 適正飲酒の周知・啓発
- 妊産婦に対する飲酒の害の周知・啓発
- 学校との連携による飲酒の害の周知・啓発

生きることへの支援 (自殺予防対策)

《主要課題》自殺予防の地域ネットワークづくり

《みんなの目標》一人で抱え込まずに相談しよう

《行政・関係機関の取組》

- こころの健康に関する正しい知識の周知啓発
- 浜中町自殺予防対策連携会議の開催
- 地域におけるネットワークの強化
- ゲートキーパー研修会の開催
- 経営安定のための相談
- 無料法律相談
- 各種納付相談 など

●問い合わせ先 役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307

浜中町創業支援事業補助金制度について

浜中町の商工業の振興と活性化を図るため、町内で新たに創業（起業）される方に対し、事業所の新築や改修、新築工事等に伴い導入する機器類等の購入を町内施工業者に依頼して行う場合、その費用の一部に対して補助金を交付して支援します。

概要および補助金額

補助対象経費		補助率	限度額
事業所の取得（土地購入費を除く）、増改築、改修費用等	新築	2分の1以内	500万円
	中古物件の購入		200万円
	増改築、改修等		200万円
事業所の開設に係る設備、備品購入費等	取得価格が10万円以上で資産台帳に計上されるもの	2分の1以内	200万円
事業所賃借料	家賃（敷金、礼金、駐車場、仲介手数料など賃借契約に関する諸経費を除く）	補助対象経費の10/10以内	月額上限5万円以内。ただし、事業開始から12か月以内。

※中古物件（土地を除く）の購入および事業所賃借料は、申請者および申請者の3親等以内の親族が所有する場合を除く。
 ※事業所の開設に係る設備・備品購入費は、車両およびリース料を除く。
 ※補助対象経費には、消費税および地方消費税並びに振込手数料は含まない。

対象者

補助金交付の対象者は、町内で通年営業する事業を創業（起業）予定の方で、下記の要件「①または②」と、「③～⑦」をすべて備えている必要があります。

- ①個人事業主の場合、創業（起業）の日までに浜中町内に住所を有すること。
- ②法人の場合、創業（起業）の日までに浜中町内に本店所在地の法人登記が行われ、法人代表者が町内に住所を有すること。
- ③創業後、5年以上事業を継続することが見込まれること
- ④浜中町商工会の会員になることが見込まれること
- ⑤3親等以内の親族から引き継いで行う事業でないこと。
- ⑥本人および同一世帯員（法人は当該法人および法人代表者）が、町に納付すべき町税等の債務について滞納がないこと
- ⑦事業所の新築、増改築および改修は、町内業者等が施工する工事であって、かつ、そのすべてを他に委託しないもの

浜中町小規模事業継続支援補助金制度について

浜中町の商工業の振興と活性化のため、町内の小規模事業者が事業所等の増改築や改修、改修等に伴い、一体となって機能を果たす備品の購入などを町内施工業者に依頼して行う場合、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付して支援します。

概要および補助金額

区分	区分の概要	補助率	限度額
増築	既存店舗等の面積を拡張するための工事に係る費用	2分の1以内	200万円
改築	既存店舗等またはその一部の建替工事に係る費用	2分の1以内	200万円
改修	店舗等の維持向上、改良等のために実施する工事に係る費用 ※経年劣化（雨漏り、屋根塗装など）に伴う補修等を除く。	2分の1以内	100万円
事業用備品	店舗等で事業に使用する備品、器具等の購入費用	2分の1以内	100万円
広告宣伝	事業継続のために必要なホームページ等の制作費用	2分の1以内	30万円

※補助対象経費には、消費税および地方消費税並びに振込手数料は含まない。

※補助金の交付については一事業者につき1回限りとする。

対象者

補助金交付の対象者は、下記の要件をすべて備えている必要があります。

- ・商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する事業者で、町内に店舗等を有する者
- ・町内で3年以上事業を継続し、商工会の経営指導員による経営指導を受けるなど、事業継続に意欲のある者
- ・フランチャイズチェーン等の契約店舗などではないこと
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づく許可または届出が必要な施設ではないこと（深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く）
- ・許認可等を必要とする業種にあっては、当該許認可を受けている者
- ・町税等に滞納がない者

これらの補助金の詳細については、下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先 役場商工観光課商工労働係 ☎62-2147

浜中町民間賃貸住宅等建設促進事業

町では、町内事業者の人手不足や住宅不足を解消し、経営の安定、産業振興を図ることを目的に、町内に賃貸住宅や従業員宿舎を建設する方に助成金を交付します。

◆事業期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

◇令和6年度申請受付期間

令和6年4月1日～7月31日まで ※申請前に必ずご相談下さい。

◇助成対象者

賃貸住宅や従業員宿舎などを建設する町内・町外の法人や個人（建築主）

◇助成金額

町内建設業者に依頼する場合：1㎡あたり30,000円 1棟あたりの限度額1,200万円

町外建設業者に依頼する場合：1㎡あたり20,000円 1棟あたりの限度額 800万円

●延床面積（上限400㎡）×1㎡あたりの助成額＝助成金（限度額まで）

◆対象となる建物

	賃貸住宅	従業員宿舎
用 途	長屋・共同住宅	寄宿舎
	1棟2戸以上	1棟内に3部屋以上
個数制限	25㎡以上／1戸	7.5㎡以上／1部屋
駐 車 場	戸数分の専用駐車場	定めなし
トイレ・浴室・台所 ・給排水設備 ・その他必要設備	戸別に設置されていること	戸別もしくは共用部に設置されていること

※面積制限を満たさない部屋・管理人用途の面積・住居用途ではない面積は対象外

◆助成の条件

- ①建築基準法に適合させること（組立式仮設建築物などは、対象外）
 - ②法人の場合、役員および2親等以内の親族を居住させないこと
 - ③個人の場合、個人および2親等以内の親族を入居させないこと
 - ④年度内に竣工すること
 - ⑤交付決定前に着手しないこと
 - ⑥助成金は建設費に充当すること（目的外使用はできません）
 - ⑦便利で快適な住環境と家賃低減に配慮すること
 - ⑧建設後の10年間は用途変更をしないこと
 - ⑨毎年5月1日に入居者状況を報告すること
- 詳細については、下記までお問い合わせください

●問い合わせ先 役場建設課建築係 ☎62-2343

浜中町高齢者バス等利用助成事業

町では、高齢者の積極的な社会参加の促進や健康維持の増進、生きがいのある生活を援助することを目的として、70歳以上の方を対象に「共通回数券（敬老バス券）」を交付しています。

「特急ねむろ号」で使えるようになりました！

6月1日より、都市間バス「特急ねむろ号」の車内で購入する乗車券に限り、お手持ちの共通回数券（敬老バス券）が使用可能となりました。なお、釧路～根室間の回数券購入やWEBチケットの購入には使用できませんのでご注意ください。

◆ 交付申請はお済みですか？

対象者

令和6年4月1日現在、浜中町に住民登録がある70歳以上の方。

交付額

10,000円（100円券×100枚）

交付方法

4月に郵送された申請書兼受領書に必要事項を記入、押印のうえ、下記の交付場所へ持参ください。

交付場所

- ・役場健康福祉課社会福祉係
- ・茶内支所
- ・浜中支所

※茶内支所、浜中支所での交付は、7月31日で終了します。

※8月1日からは役場健康福祉課社会福祉係のみでの交付となります。

利用期間

交付を受けた日から令和7年3月31日まで

利用可能場所

- ▶町営バス ▶くしろバス ▶霧多布温泉ゆうゆ（入浴料のみ）
- ▶JR花咲線 ▶霧多布ハイヤー ▶特急ねむろ号（6月1日より）

●問い合わせ先 役場健康福祉課社会福祉係 ☎62-2305

不妊治療費等助成についてのお知らせ

町では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、保険適用の不妊治療費および先進不妊治療費の助成を行っています。

令和6年度からは、新たに交通費についても助成を行います。

対象となる治療

- 一般不妊治療：タイミング法、人工授精
- 生殖補助医療：採卵・採精、体外受精・顕微授精、受精卵・胚培養、胚凍結保存、胚移植
男性不妊治療
- 生殖補助医療と併用して行う先進不妊治療（厚生労働大臣が認めるもの）

助成対象者

夫婦（事実婚関係にある方も含む）ともに浜中町に住民登録があり、保険適用の不妊治療を受けた者で、町税等の滞納がない方。

対象経費および助成額

- 保険適用の不妊治療に要する自己負担分
- 先進不妊治療に要する治療費
- 交通費（自宅から医療機関までの距離に応じ、町が定める助成額）
※年齢・回数・通算助成期間の制限はありません
※保険適用の不妊治療において、加入する医療保険者から高額療養費等の適用を受けた場合は、適用後の自己負担額となります。

申請方法および必要書類

1回の治療を終えてから6か月以内に、下記の書類を健康福祉課健康推進係に提出してください。

※一般不妊治療にかかる申請に限り、6か月の期間内に受けた治療をまとめて申請できます。

- ◇ 浜中町不妊治療費等助成事業申請書
- ◇ 浜中町一般不妊治療費助成事業受診等証明書または浜中町生殖補助医療費助成事業受診等証明書
- ◇ 不妊治療に関する領収書、診療明細書等
- ◇ 健康保険証の写し
- ◇ 高額療養費制度に基づく限度額適用認定証の写し、高額療養費等の給付額がわかる書類の写し（該当する場合）
- ◇ 振込口座の通帳（口座番号等のページ）の写し

●申請・問い合わせ先

役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307(直通)
町ホームページに關係様式を掲載しています。
右のQRコードからご覧いただけます。



～霧多布小学校にて～ 町行政相談員の活動をご紹介します

5月10日、本町の行政相談員である藤枝敦子さんによる出前教室が霧多布小学校の6年生を対象に実施されました。当日は、釧路行政監視行政相談センターのご協力のもと、行政とは何か、行政相談員とはどのような存在かを藤枝相談員が説明しました。また、活動内容の紹介として、道路標識と実際の道路の曲がり方向が逆になっているという町民の相談を受け、行政に伝え、改善された事例などを紹介していました。その後、子どもたちから、身近にある疑問や相談してみたいことは？と相談員が話すと、「MGロードの鹿をなんとかして欲しい」など、さまざまな声が聞かれました。



授業後のインタビューで、木村柚希さんは「ポイ捨てがなくなるように街中にごみ箱を設置してはどうか」と話していました。また、鹿糠拓磨さんからは、「行政相談について、わかりやすく説明してくれて、知らないことを学べてよかった」との感想をいただきました。

今回の出前教室は、子どもたちが「行政」を少しでも身近に感じ、いつでも話を聞いてくれる「行政相談員」がすぐ近くにいることを学んだ良い1日となりました。



～行政の困りごとは～

浜中町担当行政相談委員 藤 枝 敦 子
住所 浜中町霧多布東2条2丁目91番地
電話 62-2871
090-6219-0243

●問い合わせ先 役場総務課情報広報係 ☎62-2246

再編関連訓練移転等交付金・矢臼別演習場関連再編関連特別事業

◆ 茶内中学校トイレ改修整備

町教育委員会では、「再編関連訓練移転等交付金・矢臼別演習場関連再編関連特別事業」を活用し茶内中学校のトイレの洋式化や下水道接続工事を実施しました。

子どもたちが快適にトイレを利用できるようになり、学業に集中するためのより良い学習環境となりました。



●問い合わせ先 教育委員会管理課学校教育係 ☎62-2383

地域おこし協力隊員!! めぐ★たんの活動日誌

こんにちは! 地域おこし協力隊の内田です。

5月3日～5月6日の4日間にわたり、湿原センターでゴールデンウィークイベントが開催され、私は「やちぼうず木道」のガイドを行いました。

イベントでは、たくさんの方々が足を運んでくださり、湿原の雄大な自然を楽しんでいるようでした。

湿原では、草花や繁殖時期を迎える野鳥などが姿を見せ始め、涼やかですっきりとした空気が季節の移ろいを感じさせていました。浜中町に来て3年目になりますが、湿原で見られる動植物は毎年異なっており、今年はアオジという野鳥が多く見られています。

夏は町花であるエゾカンゾウが湿原一面に咲き、例年、観光客が多く訪れていますが、個人的には、涼しく虫の少ない春も湿原を散策するのにとてもオススメの時期だと思っています。今後もさまざまなイベントが開催される予定ですので、来られる方に楽しんでいただけるよう引き続き頑張っていきます。

地域おこし協力隊 内田愛実(うちだ めぐみ)



税務課からのお知らせ

7月1日は町道民税(第1期)の納期限です!

7月1日(月)は町道民税(第1期)の納期限です。口座振替を利用されている方は、前日までに残高の確認をお願いします。

なお、町道民税の納税通知書は6月中旬頃に発送予定です。

この度、el-QRを利用したスマートフォン決済アプリ等による納付が可能になりました。

問い合わせ先
役場税務課収納係
☎62-2174

地方税お支払いサイト▶



夜間納税相談窓口

役場開庁時間に納税相談ができない方のために、夜間納税相談窓口を開設します。

- 開設日 6月28日(金)
- 時 間 19時まで
- 場 所 役場税務課収納係



納税は口座振替で

納税には、簡単で便利な口座振替をご利用ください。手続きは町内の各金融機関で行うことができます。

詳しくは、上記までお問い合わせください。

ごみ博士からのお知らせ！



●今回は「春の一斉清掃」についてじゃ！

4月下旬から各地域で春の一斉清掃が始まったのじゃが、今年は、約7tのごみが回収されたぞ。町もきれいになって、気分もすっきりじゃのう。



しかし、春の一斉清掃で回収されたごみの中に、不法投棄されたペットボトルや空き缶などが見られたことは非常に残念じゃ。不法投棄は法律で禁じられている犯罪行為じゃ。みんなは絶対にやめるのじゃぞ！もしも、不法投棄の現場を目撃した場合や不法投棄物を発見した場合は、役場住民環境課生活環境係（62-2192）まで連絡をしてくれよ！

面倒なことでも、小さなことからコツコツと！

それがごみ分別マスターへの一番の近道じゃ！！

We have
a Dream!

霧多布湿原センター通信

Kiritappu Wetland Center

活動報告 きりたっぷ子ども自然クラブみんなでワイワイおやつ作りとお外遊び

令和5年度最後の3月の子どもクラブは、わいわい楽しく、みんなの仲を深めることができました。

少し肌寒い日でしたが、外で元気にゲームをした後は、炊飯器で作れるチョコレートケーキとプリンケーキをみんなで協力して完成させることができました。

3月ということもあり、子どもクラブの卒業式も行いました。参加してくれた皆さん、卒業しても子どもクラブのことを忘れないでね！

今回もたくさんのご参加ありがとうございました！子どもクラブは、いつでも小学生の会員を募集しています！詳しくは下記までお問い合わせください。



はまなかの“かいじゅう”をみつけよう 開催

6月9日(日)に「はまなかの“かいじゅう”をみつけよう」を開催します。浜中町に生息しているラッコ、実はとても珍しい動物であることをご存じでしたか？そんなラッコやアザラシのグループを意味する海獣（かいじゅう）類について、専門家の先生が詳しく説明します。お話の後は、みんなで先生とラッコを観察しに行こう！

- 講演会 12時30分～
場 所 湿原センター
参加費用 無料 30名ほど（どなたでもご参加いただけます）
- 観 察 会 13時20分～
場 所 湿原センター
参加費用 500円 中学生以下が対象（未就学児は保護者同伴）
講 師 京都大学野生動物研究センター 三谷曜子理学博士 / 教授



- 申込方法 下記まで電話にて申し込みください
※このイベントは「ほっくー基金北海道生物多様性保全助成制度」の支援をいただいて実施します。

●申し込み・問い合わせ先
霧多布湿原センター ☎65-2779
<https://www.kiritappu.or.jp/center/>

農地を相続した場合について

相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。

この届出は義務であり、農地を取得したことを知った日からおよそ10か月以内に行わなければなりません。なお、法務局への相続登記の申請については令和6年4月1日から義務化されました。

農地を相続したときは・・・



農業委員会に届け出をお願いします

手続きは簡単です。町農業委員会の窓口までお越しください（届出書の様式は、町ホームページにも掲載）。

農地の売買・貸借に関する制度について

個人や法人が、農地を売買または貸借する場合には、農業委員会等の許可を受ける方法（農地法）と市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法（農業経営基盤強化促進法）があります。

どちらも農業委員会総会において、審議・審査することになります。総会前に申請書等の提出が必要になりますので、実際に農地の売買・貸借を検討されている方は、事前に農業委員会事務局または地域の農業委員までご相談ください。

農作業事故に注意

農繁期を迎え作業者の不注意や農業機械の誤った操作による事故が懸念されます。ゆとりを持ち、安全な作業を心がけましょう。

- ▶ 走行中の転落・転倒事故に注意しましょう。
- ▶ 作業機取替・整備中の事故に注意しましょう。
- ▶ 乗降中の転落・転倒事故に注意しましょう。
- ▶ 接触・巻き込まれ事故に注意しましょう。



農地転用について

これからの時期、農地の転用に係る相談が多く寄せられます。

農家住宅や農業用施設の建設などを検討されている方は、事前に農業委員会に相談・確認するようお願いします。

違反転用があった場合には、3年以下の懲役または300万円（法人の場合1億円以下）の罰金となりますのでご注意ください。

農業委員会総会の報告

第8回総会（令和6年2月22日開催）

- ・ 報告第1号
- ・ 議案第1号～第8号

第9回総会（令和6年3月29日開催）

- ・ 議案第1号～第5号

第10回総会（令和6年4月17日開催）

- ・ 報告第1号
 - ・ 議案第1号～第6号
- （農業委員会総会は傍聴が可能です）

※詳細は町ホームページに掲載しています。
（右のQRからご覧ください）



農業委員会への質問やご相談は、下記または地域の農業委員まで

浜中町農業委員会事務局

☎65-2196・2129

* 次回は9月号に掲載予定です

しょっかい 食改の だいどころ

浜中町食生活改善協議会のおすすめレシピ紹介！

「ゴーヤサラダ」

【材料：4人分】

- ゴーヤ……………2本
- 赤パプリカ……………1/3個
- 黄パプリカ……………1/3個
- かにかま……………3～4本
- 塩こしょう……………少々
- マヨネーズ……………適量
- シーチキン缶（小）……………1個

【作り方】

- ① ゴーヤを縦に半分にして、種を取る。薄切りにし、塩もみをする。パプリカを縦に半分にし、薄切りにする。かにかまは食べやすい大きさに裂く。
- ② シーチキンは汁気を切る。
- ③ ゴーヤをさっと湯がく。
- ④ ボウルにすべての食材を入れてよく和え、完成。



推進員考案のレシピです。ゴーヤは塩もみと湯がくことで苦みが少なくなります。

浜中町食生活改善協議会では…

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、町民の皆さまの健康維持・増進につながるよう活動をしています。



野菜を食べよう簡単レシピ

「おくらのおろし和え」

【材料：2人分】

- おくら……………8本
- 塩……………少々
- 大根……………100g
- かつお節……………3g
- めんつゆ（2倍濃縮）…大さじ1/2杯

【作り方】

- ① おくらのがくを取り、塩をかけて板ずりをする。
- ② 食べやすい大きさに切って電子レンジで1分加熱する。
- ③ 大根をすりおろし、ザルにあげ、水気を切る。
- ④ ②と③とめんつゆを和える。かつお節をのせて完成。



野菜摂取量は約90g

1人分

エネルギー 27kcal

食塩相当量0.4g

二輪車の交通事故防止！

～発生状況～

北海道では過去5年間（R1～R5）で二輪乗車中の死者は88人にも及びます。（原付含む）



～交通違反防止～

スピードの出し過ぎや無理な追越しは交通事故の原因になります。



～安全運転の励行を～

バイクは快適な乗り物ですが、スピードが出やすく、交通事故が起きた場合には大きなケガに直結します。ライダーの皆さんはそのことをよく理解して安全運転に努めましょう！

北海道警察



薬物に手を出すな

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると身体や精神がボロボロになり、場合によっては死に至る可能性があります。



もし違法薬物を勧められたり、誘われるようなことがあれば、きっぱりと断り、その場を離れることが大切です。

※薬物に関してのご相談は、最寄りの警察署までお寄せください。

不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保

国内企業等における深刻な人手不足、外国人技能実習制度の活用による外国人雇用の増加に伴う来日が予想されることから、一部の外国人による不法滞在や不法就労などの犯罪増加が懸念されます。



ヒグマに係る人身事故防止

今年も、ヒグマの活動期に入りました。

子連れの親熊が走行中の車や山菜採りの人に襲いかかる事案が発生しています。

ヒグマとの事故を防ぐために

- ❑ 複数で行動し、鈴やラジオ等を携帯しましょう。
- ❑ ヒグマの出没情報等を確認しましょう。
- ❑ ゴミの処理には注意しましょう。
- ❑ フンや足跡などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ❑ ヒグマに遭遇したときは、落ち着いて行動しましょう。



北海道警察【https://twitter.com/HP_tiiki】

5/2 霧多布岬のラッコの記念切手を寄贈いただきました

～人気のシリーズ、第2弾～

5月2日、日本郵便北海道支社から5月1日に発売された、オリジナルフレーム切手「霧多布岬のラッコたち～浜中町で生まれ浜中町で暮らす親子たちの物語～」を、写真を提供したNPO法人エトピリカ基金の片岡義廣理事長と町へ寄贈いただきました。

霧多布岬のラッコを題材にした切手は昨年も発売されており、大変好評だったとのこと。今回の切手にも片岡理事長が撮影した、愛くるしい親子のラッコの姿が写し出されています。

このたびの寄贈に対し、心から感謝申し上げます。



5/13 波岡玄智さんが旭日双光章を受章

～浜中町議会議員として8期32年～

波岡玄智さんは、平成3年から令和5年まで8期32年の長きにわたり、浜中町議会議員として地方自治の育成・発展に貢献され、その功績が認められ、この度、旭日双光章を受章し、5月13日に役場で叙勲報告が行われました。

波岡さんは、平成19年5月に浜中町議会議長に就任後、4期16年にわたり町政の推進役として卓越した手腕を発揮し、議会の円滑な運営に多大な貢献をされました。

このたびの受章、誠におめでとうございます。



5/15 浜中町交通安全協会から保育所の子どもたちに夜光反射材寄贈

～カバンにつけて交通安全！～

5月15日、浜中町交通安全協会（前田光治会長）から町内の保育所の子どもたちに、交通安全啓発グッズの夜光反射材（リフレクター）を寄贈いただきました。保育所に通所している子どもたちは、早速カバンに取り付けて交通安全に気を付けながら元気に登所しています。

この度の寄贈、誠にありがとうございました。



5/15 『親子クッキング』のご紹介

～おべんとうなあに？～

5月15日、茶内子育て支援センターで「親子クッキング」が行われました。当日は、4組の親子が参加し、絵本の作中に登場するぞうさんのお弁当を作りました。おにぎりを作ったり、のりを貼ったりと子どもが取り組みやすい作業でお弁当を完成させました。クッキングは子どもに「食」への興味を持ってもらう良い機会ですが、家庭で行うのは難しいとの声があり、実施しています。調理後は、みんなで食べて、苦手なものに挑戦している子もいました。

茶内子育て支援センターでは、毎月、食育講座を実施しており、親子クッキングや夏祭りの縁日、焼き芋、講話など、さまざまなことを実施しています。興味のある方は、是非、ご参加ください。



浜中診療所からのお知らせ

5月の北大第二内科派遣医師の診療日をお知らせします

○診療予定日 6月14日(金)～6月16日(日)

問い合わせ先
町立浜中診療所
☎62-2233



上記期間中は、夜間・休日の急な体調不良や子どもの発熱など症状に応じて対応しますが、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。

なぜの症状がある方の診察について

浜中診療所では、診療日の午前11時から発熱者等診療を行っています。院内感染防止のため、来院される前に必ず電話連絡をお願いします。

特設人権相談所開設のお知らせ

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じており、法務局では気軽に相談できる場所として常時、人権相談所を開設しています。町内でも下記のとおり特設人権相談所を開設します。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日 時 6月6日(木) 13時～15時

場 所 役場1階相談室4（保健集会室入口すぐ）

相談内容 民事問題や刑事問題、行政、労働、近隣関係、いじめや差別、嫌がらせなどの人権問題など

●予約・問い合わせ先 釧路地方法務局人権擁護課 ☎0154-31-5040

乳幼児相談のお知らせ

0か月～2歳未満の子を対象に、保健師・管理栄養士による身体計測や個別相談を行います。希望される方は、下記申し込み先まで電話または電子申請で事前にお申し込みの上、ご来場ください。

日 時 6月19日(水) 10時～11時

場 所 役場1階保健集会室

持 ち 物 母子健康手帳、バスタオル

申込締切 6月12日(水)

乳幼児相談
申し込み
QRコード



●申し込み・問い合わせ先 役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307

離乳食教室のお知らせ

管理栄養士における離乳食調理体験・相談を行います。希望される方は、下記までお申し込みの上、ご参加ください。電子申請でのお申し込みも可能となっていますのでご利用ください。

日 時 7月5日(金) 10時～11時

場 所 役場1階保健集会室

申込締切 6月24日(月)

離乳食教室
電子申請
QRコード



●申し込み・問い合わせ先 役場健康福祉課健康推進係 ☎62-2307

HIV・肝炎検査のお知らせ

釧路保健所では、HIV（エイズ）・肝炎・梅毒検査を実施しています。

HIVや肝炎、梅毒は、性的接触や血液を介して感染します。心配な出来事がある方は、一度検査を受けてみましょう。

検査は、月2回（原則第2、4火曜日に）・完全予約、匿名で行っております。6月～9月、12月は夜間帯の検査も実施していますので、相談ください。釧路保健所のホームページでは、HIV（エイズ）・肝炎・梅毒検査について掲載しておりますので併せてご覧ください。

実施場所：釧路保健所（釧路市城山2丁目4-22）

●釧路保健所ホームページ

<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/kensuiweb/shienweb/hiv.html>



●問い合わせ先 ☎0154-65-8076（HIV相談電話直通）

心の健康相談のお知らせ

釧路保健所では、月1回精神科医師による心の健康相談を実施しています。

相談は予約制で、受付は相談日前日の午前中までです。

場 所：釧路保健所（釧路市城山2丁目4-22）

実施日：右記のとおり

※日時は、変更になる場合があります

日程	時間
令和6年6月26日(水)	14:00～17:00
令和6年7月19日(金)	
令和6年8月23日(金)	
令和6年9月20日(金)	
令和6年10月18日(金)	
令和6年11月14日(木)	
令和6年12月18日(水)	
令和7年1月17日(金)	
令和7年2月21日(金)	
令和7年3月12日(水)	

●問い合わせ先 釧路保健所健康推進課健康支援係 ☎0154-65-5825

釧路精神保健協会講演会のお知らせ

令和6年度釧路精神保健講演会を開催します。内容は発達に特性のある子どもなどへの関わり方についてです。講師に、子ども発達支援総合センター（ちくたく）にご所属されております、児童精神科看護師の亀谷拓也様をお招きします。

実施日：7月20日(土)

時 間：14時30分～16時30分(受付 14時)

場 所：釧路市生涯学習センターまなぼとと幣舞 学習室705・706

申込先 URL: <https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=AdaQ7m2K>

右記QRコードまたはURL
からお申し込みください



●問い合わせ先 釧路保健所健康推進課健康支援係 ☎0154-65-5825

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人が多数おり、その就労状況をみると社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていないなどの問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格であること
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③ 労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますのでご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正な雇用を行うようお願いします。

また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワークまたは労働基準監督署までお願いします。

●問い合わせ先 ハローワーク釧路 ☎0154-41-1201
釧路労働基準監督署 ☎0154-45-7835

子どもが『自ら学ぶ力』 を育む授業を目指して

5月13日、浜中町教育研究所5月全体集会在開催され、令和6年度の研究・実践活動がスタートしました。

全体集会では、佐久間校長（茶内小学校校長）から、地域や将来を担う子ども一人ひとりが主体性を持ち、協働して学ぶ姿を引き出すべく、町研の3つの運営方針について説明がありました。また町研組織については、今年度中に整備を進め令和7年度からは新しい体制でスタートする予定になっています。

佐藤教育長からは、教育公務員としての在るべき姿について、具体的な例を上げながら話をされ、町研が本町の小・中・高等学校の教職員が互いにアップデートを繰り返すことのできる場となるようにとエールが送られました。



= 令和6年度の主な取り組み内容 =

研 究 活 動

- 研究主題に基づき、日常的な教育実践に応える実践研究活動
- 教職員の資質向上を図る理論と実践に関わる研究推進

広 報 調 査 活 動

- 今日的な学校教育の課題や浜中町教育に関わる調査研究推進
- 教育実践集録の発行（研究紀要「浜中教育」）

特別委員会による活動

- へき地複式教育特別委員会～浜中町へき地複式教育研究大会、交流学習の開催
- 進路指導特別委員会～進路指導に関する取り組み交流と研修会の開催など
- ICT教育特別委員会～ICTについての研修会、活用した授業研究の推進
- 郷土資料編集特別委員会～郷土資料を活用した授業交流、改定に向けた情報収集

子どもたちに大きな声援を！～ 運動会・体育大会～

本町では毎年、全ての学年で「体力テスト」を実施し、学校ではその結果分析に基づいて目標や計画を立て、年間を通じて体力向上に取り組んでいます。

また、6・7月は小・中学校で運動会や体育大会、陸上大会が開催されます。運動会や体育祭、体育大会は、子どもたちの頑張りや日頃の体力づくりの成果をご家族や地域の皆さんの前で存分に発揮する場ですので、ぜひ子どもたちが頑張っている姿をご参観いただき、温かい声援をお願いします。

開催予定日		学校
6月	1日(土)	浜中小学校
	2日(日)	散布小中学校
	8日(土)	霧多布小学校 茶内小学校
7月	6日(土)	浜中中学校
	13日(土)	茶内中学校 霧多布中学校

私たちの町の高等学校

霧多布高校通信

4月11～12日の2日間、ネイパル厚岸にて1年生が宿泊研修を実施しました。モルックやフロアカリング等のレクリエーション、焼き板クラフトの創作活動を通してクラスメイトとコミュニケーションを図り、クラスとしての連帯感を生み出すことができました。

また、ホームルーム活動ではクラス目標と個人目標を設定しました。卒業後を見据えた目標を達成するために、今何をすべきかを考える充実した時間となりました。

今回の宿泊研修を皮切りに、さまざまな体験の中で互いに支え合い、成長し合えるクラスになることを期待しています。



プールで体力作り始めませんか！

水中での運動は、「浮力」「水圧」「抵抗」のおかげで、体力に自信がない人や関節痛などで悩む人も効率的に体を鍛えることができ、高血圧や肥満の改善、腰痛や肩こりの解消が期待できます。

泳げなくても大丈夫！「水中ウォーキング」でも十分効果があります。フィットネスクラブなどでは高額な料金がかかるプールですが、浜中町の温水プールは無料！今年はプールで体力作りを始めませんか？



水中運動（プール）の3つの効果！

①浮力

体力がない人、肥満のある人、腰痛や膝痛などのトラブルを抱えた人でも、楽に体を動かすことができる！

②水圧

心臓の機能が助けられ、血液の循環が良くなり、運動中の心臓への負担が軽くなる！

③抵抗

運動中の負荷となり、全身の筋肉をバランスよく、また効率的に鍛えることができる！

「出前講座」は、町民の皆さまの生涯学習活動を支援するため、町職員等が直接出向いて講座を実施したり、町等が運営している施設の見学を行ったりする取り組みです。

ぜひ、地域団体や社会教育関係団体の研修、学校の授業等でご活用ください!!

1 申し込み対象者

- ①町内小・中・高等学校
- ②町内の各自治会や機関・団体
- ③町民 10 人以上で受講を希望する団体・グループ
- ④その他教育長が認めたもの

2 申し込み方法

メニューの中から希望する講座を選び、下記まで問い合わせください。
(実施希望日の 2 週間前までに、お電話ください)

3 出前講座の開催

- ★講師と連絡調整が完了したら、いよいよ出前講座の開催となります。
- ★受講者の皆さんは時間までに会場へお集まりください。なお、講座の円滑な進行にご協力願います。

★ 問い合わせ・申し込み先

町教育委員会
生涯学習課社会教育係
TEL 62-2394
FAX 62-2841

出前講座 メニュー

番号	講座名	番号	講座名
1	役場ってどんなところ？	25	ゴミの発生と人間生活
2	町の未来設計	26	脱炭素について知ろう！
3	町のお財布事情	27	学校版環境！SOってなに？
4	町の財産	28	カラダの健康講座
5	はまなかの漁業	29	食と健康講座
6	はまなかの農業	30	認知症サポーター養成講座
7	はまなかの商工業	31	生涯学習ってなんだろう？
8	はまなかの観光	32	地域みんなで未来を育てよう！ 学校・地域・家庭の連携と協働
9	はまなかの上下水道	33	郷土資料室・美術展示室の使い方・楽しみ方講座
10	はまなかの子育て	34	博物館の使い方・楽しみ方講座
11	はまなかの教育	35	まちの歴史を調べよう！
12	知っ得！ふるさと納税のはなし	36	火災予防教室
13	知っ得！町営住宅のはなし	37	救命入門コース（1.5時間）
14	知っ得！福祉サービス	38	普通救命講習Ⅰ（3時間）
15	知っ得！社会保障制度	39	浜中町役場庁舎施設見学会
16	意外と知らない！税金のはなし	40	ゴミ処理施設見学会
17	意外と知らない！戸籍のしくみ	41	ウニ種苗生産センター施設見学会
18	意外と知らない！建築物のはなし	42	ふれあい交流・保養センター 「霧多布温泉 ゆうゆ」施設見学会
19	意外と知らない！道路のはなし	43	浜中町中山間活性化施設 「MO-TTOかせて」施設見学会
20	意外と知らない！地方議会のこと	44	浄水場施設見学会
21	意外と知らない！選挙制度のこと	45	総合文化センター施設見学会
22	情報公開制度とは？	46	消防署施設見学会
23	自然と共に生きる	47	即興！やれるべ講座 (1～46に該当しない講座)
24	まちを守る！ 津波防災ステーションの役割		

『町総合文化センター』 開館のお知らせ

長寿命化改修工事に伴い休館していました町総合文化センターが、下記のとおりリニューアルオープンします。改修により、幼児や親子が交流できるスペース、図書室の拡充および学習スペースの新設、郷土資料室の改装など、幅広い世代が快適に利用できるよう整備を行いました。

町民の皆さま、多数のご利用をお待ちしています！

開館日 令和6年7月2日(火)

◆開館時間 午前8時30分～午後10時

◆休館日 毎週月曜日・祝祭日の翌日（月曜日が祝祭日の場合は火曜日）
年末年始（12月29日～1月3日）



★リニューアルした総合文化センターをお気軽にご利用ください★

●問い合わせ先 浜中町総合文化センター ☎62-3131



図書室だより



今月の新着図書

児童書



『あいたいな シマエナガ-もりにくらす ゆきのようせい-』

山本 光一/写真

北海道に住んでいる鳥・シマエナガ。可愛い姿が人気の鳥です。
この絵本では「どんな場所に巣を作っているの?」「どうしてフワフワなの?」などといった体の特徴や暮らしの様子、可愛いだけではなく意外な姿を紹介しています。
小さいけれど、仲間と懸命に生きるシマエナガから、命の大切さや身近な自然環境について考えてみましょう。

『これで死ぬ-アウトドアに行く前に知っておきたい危険の事例集-』

羽根田 治/著



一般書

転んで…。ダニに噛まれて…。カニを食べて…。助けようとして…。
本書ではアウトドアで実際に起こった53の死亡事例を紹介し、どうしたら危険な目に遭わないか、安全に身を守るために必要なことを解説しています。
アウトドアには「まさか」と思うような死の危険がたくさんあります。自分や大切な人を守るために、最低限の安全知識を学んでみませんか?

児童書



『NHK子ども科学電話相談 鳥スペシャル!』

NHK「子ども科学電話相談」制作班/編

NHKラジオ第1の人気番組『子ども科学電話相談』が本になって登場!
「鳥には羽があるけど、夏は暑くないの?」「鳥は夢を見るの?」「巣から落ちたりして傷ついた鳥を見つけたら、どうしたらいいの?」
子どもの率直な疑問に、日本野鳥の会会長と鳥類学者がわかりやすく回答しています。子どもの好奇心を引き出す回答は、大人も楽しめること間違いなし!

『こまどりたちが歌うなら』

寺地 はるな/著



一般書

人間関係に疲れ果てた茉莉子は、小さな製菓会社「吉成製菓」に転職する。
父の跡を継いで社長に就任した頼りない伸吾、誰よりも業務を知っているが訳あってパートで働く亀田さん、畑違いの有名企業から転職してきた千葉さん…。
さまざまな人生を歩んできた人々と働き始めた茉莉子は、サービス残業、女性スタッフによるお茶くみなど、会社の「見えないルール」に対して声を上げていくが…。

《図書室からのお知らせ》

町総合文化センターのリニューアルオープンの準備に伴い、現在町総合体育館内にて開設している「臨時図書室」は、6月16日(日)で終了いたします。

6月17日(月)から7月1日(月)の期間は、図書の貸し出し(宅配サービス含む)は休止いたします。

皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今月のおはなし会
映画鑑賞会は、
7月から再開予定
です。

6月4日～6月10日は歯と口の健康週間

～歯を見せて 笑える今を 未来にも～

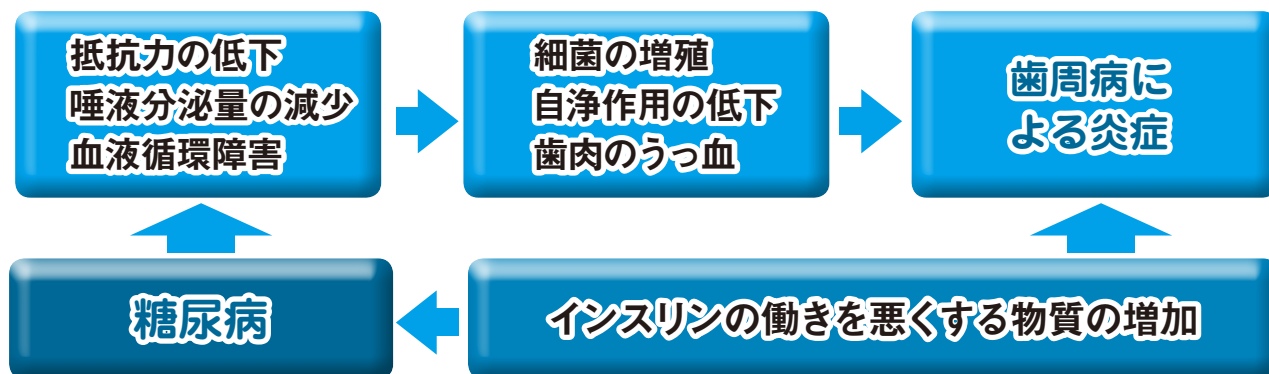
No.419 保健師・管理栄養士

歯周病は年を重ねるごとに患者数が増える傾向にあり、単に歯を失うというだけでなく、全身の健康にも深く関わります。歯周病が引き起こす疾患の例としては、糖尿病、細菌性心内膜炎、骨そしょう症、早産、誤嚥性肺炎などがありますが、その中でも糖尿病は特に深い関連が指摘されています。



糖尿病と歯周病の悪循環

糖尿病で血糖のコントロールがうまくいっていない患者さんは、細菌に対する抵抗力が低下し、血液の循環が悪いために歯周病が悪化しやすくなります。反対に歯周病が悪化すると、血糖値を下げる作用のあるインスリンの働きを悪くする物質が体内に増えて、糖尿病の血糖コントロールがうまくいかなくなります。



歯周病は糖尿病合併症の1つ

糖尿病の合併症には、糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・糖尿病性神経障害があります。それらと並んで歯周病も合併症として位置付けられており、糖尿病の患者さんの歯周病罹患率は、血糖値が正常である人の約2.6倍とのデータもあります。

血糖値が高い場合は、一度歯科医院を受診してみましょう。

町では、下記の対象者へ歯周疾患検診を無料で受けられる受診券を配布しています。

- 対象者 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日・昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日・昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方
 - 申し込み先 浜中歯科診療所(62-2854) 茶内歯科診療所(65-2166)
- ※受診の際は医療機関に電話予約してください。

3歳児健診でむし歯がなかったよ！



- 川村 咲月ちゃん
- 今井 友貴ちゃん
- 阿部 晴風ちゃん
- 今野 緒ちゃん
- 春日 彩衣加ちゃん

- 喜久川 紘己ちゃん
- 豊嶋 恋ちゃん
- 齋藤 健晟ちゃん
- 上野 美奈ちゃん
- 佐々木 怜希ちゃん

今月の行事カレンダー

●浜中町防災無線の放送内容を確認したい方は『☎62-5333』へお電話ください。なお、行政情報については、町HPにも掲載しています。

日にち	行 事	日にち	行 事
1 土		17 月	健康教室（浜中農村環境改善センター 10:00～11:30）
2 日		18 火	
3 月		19 水	ママのつどい開放日・乳幼児相談（要申し込み） （役場保健集会室9:30～11:30）
4 火			ハツラツ倶楽部わっはっは （役場保健集会室13:30～15:00）
5 水	ハツラツ倶楽部わっはっは （役場保健集会室13:30～15:00）	20 木	姉別ふまねっと教室ふらっと （姉別農村環境改善センター 13:00～14:00）
6 木	健康教室（姉別農村環境改善センター 13:00～14:30）		
7 金		21 金	
8 土		22 土	
9 日		23 日	
10 月		24 月	
11 火	健康教室（茶内コミュニティセンター 10:00～11:30）	25 火	
12 水	乳児ママのつどい（要申し込み） （役場保健集会室9:30～）	26 水	ママのつどい開放日・産前ママのつどい（要申し込み） （役場保健集会室9:30～11:30）
	ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30～15:00）		ハツラツ倶楽部わっはっは （茶内コミュニティセンター 13:30～15:00）
13 木	健康教室（茶内第三母と子の家10:00～11:30）	27 木	
14 金		28 金	
15 土		29 土	
16 日		30 日	

子育て支援センター あそびのひろば	月火	9:00～12:00	霧多布子育て支援センター
	月火	14:30～16:30	霧多布子育て支援センター
	月火水木金	9:00～12:00	茶内子育て支援センター
	月火水木金	13:30～16:30	茶内子育て支援センター

町内施設の休館日	施設名称	休館日
	総合文化センター	休館中
	総合体育館	3・10・17・24
	農業者トレーニングセンター	3・10・17・24
	すくらむ21	3・10・17・24
	MO-TTOかぜて	2・3・9・10・16・17・23・24・30
	温水プール	3・10・17・24

ひとのうごき

4月末現在（前月比）

- 人口：5,299人（+53）
男：2,601人（+24）
女：2,698人（+29）
- 世帯数：2,533世帯（+57）



おたんじょう

幕 婦 別・成田 琉生ちゃん(康平さん) 琵琶瀬親睦・清野 莉愛ちゃん(颯斗さん)



おくやみ

幕 婦 別・野崎 勇さん(85歳) 湯 沸・石塚友三郎さん(91歳)

おたんじょう、おくやみは、役場に届け出され、承諾いただいた皆さんのみ掲載しています。

「広報はまなか掲載写真提供フォーム」
こちらからアクセスできます ▶▶▶



その他の広報に関するお問い合わせは下記までご連絡ください
役場総務課情報広報係 ☎62-2246



今月の表紙

第17回はまなか桜まつり

5月12日、浜中桜公園で「第17回はまなか桜まつり」が開催されました。

当日は大勢の来場者で賑わいました。
(関連2ページ)

はまなか投稿広場



抱っこ大好き♪

投稿者 アルト さん

「すごい写真が取れた!」「記念にこの写真を載せてほしい!」そんな時はぜひ投稿してください。右記のQRコードから確認してください。

皆さまの投稿をお待ちしております!



文芸サロン 俳句

野夫の子弾むくま太や春うれし

新たな空へ旅立つ揚羽蝶

春の日の強き日差しに歩みせむ

福澤 秋桜(茶 内)

陽輝 雅(霧多布)

古屋 理樹(霧多布)

短歌

探検家まがいのおきな家中に数多の指紋残し帰りぬ

相原 睦子(茶 内)

花びらの舞い散る行方見ておりぬ桜ひとひらふたひらみひら

福澤 秋桜(茶 内)

